

恐竜溪谷ふくい勝山ジオパーク啓発活動助成事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、恐竜溪谷ふくい勝山ジオパーク啓発活動助成事業について、必要な事項を定めることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成対象となるものは、勝山市に在住又は勝山市内の事業所に勤務する5人以上で組織する団体（以下「団体」という。）及び勝山市内に住所を有する事業所（以下「事業所」という。）とする。

(助成対象事業)

第3条 助成対象となる事業(以下「助成対象事業」という。)は、勝山市から他の補助金や助成金を受けていないものであって、助成対象者が製作する広告物等に、恐竜溪谷ふくい勝山ジオパークロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を掲出することにより、恐竜溪谷ふくい勝山ジオパークを市内外に啓発する事業とする。

2 前項に規定する広告物等とは、別表に定めるものとする。

(助成対象とならない事業)

第4条 次の各号のいずれかに該当するものは、助成対象とならない。

- (1) 法令又は条例若しくは規則等に違反し、又は抵触するおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝、その他これらに類するもの
- (4) 虚偽又は誇大な表現その他表示の方法が不適切なもの
- (5) 青少年の健全育成にとって有害なもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会長が助成対象事業として適当でないと認めたもの

(助成対象経費等)

第5条 助成対象経費及び助成率並びに助成上限額は別表に定めるとおりとする。

(交付申請)

第6条 助成金の申請は、恐竜溪谷ふくい勝山ジオパーク啓発活動助成事業助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して申請しなければならない。

- (1) 恐竜溪谷ふくい勝山ジオパーク啓発活動助成事業収支予算書(様式第2号)
- (2) 構成員名簿(任意様式、団体の場合のみ)
- (3) 前各号に定めるもののほか、会長が特に必要と認める書類

2 助成対象者ができる交付申請は、同一年度内に1回を限度とする。

3 交付申請をもって、「恐竜溪谷ふくい勝山ジオパークロゴマークデザイン使用承認申請書」の提出があったものとみなす。

(交付決定)

第7条 会長は、前条の申請書の内容等を審査し、交付が適当と認めたときは、助成金の交付を決定し、恐竜渓谷ふくい勝山ジオパーク啓発活動助成事業助成金交付決定通知書(様式第3号)を当該申請者に通知する。

2 助成金交付決定通知をもって、「恐竜渓谷ふくい勝山ジオパークロゴマークデザイン」の使用承認をしたものとみなす。

(変更等の申請)

第8条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた申請者は、助成対象事業に要する経費の配分若しくはその事業計画の内容を変更し、又は対象となる事業を中止しようとするときは、速やかに恐竜渓谷ふくい勝山ジオパーク啓発活動助成事業助成金変更交付申請書(様式第4号)に次に掲げる書類を添付して申請しなければならない。ただし、補助金額の30%未満の経費の配分の変更は、この限りでない。

(1) 恐竜渓谷ふくい勝山ジオパーク啓発活動助成事業収支予算書(変更)(様式第5号)

(変更交付決定)

第9条 会長は、前条の申請書の内容等を審査し、変更交付が適当と認めたときは、補助金の変更交付を決定し、恐竜渓谷ふくい勝山ジオパーク啓発活動助成事業助成金変更交付決定通知書(様式第6号)を当該申請者に通知する。

(実績報告)

第10条 交付決定を受けた者は、事業完了後速やかに恐竜渓谷ふくい勝山ジオパーク啓発活動助成事業実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

(1) 恐竜渓谷ふくい勝山ジオパーク啓発活動助成事業収支決算書(様式第8号)

(2) その他証拠書類及び成果品又は活動写真等

(額の確定等)

第11条 会長は、前条の報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る助成対象事業の実施結果が助成金の交付の決定の内容(第9条の規定に基づく決定をした場合は、その決定した内容)及びこれに付した条件に適合すると認められた場合には、当該申請者に対して、恐竜渓谷ふくい勝山ジオパーク啓発活動助成事業助成金額の確定通知書(様式第9号)により、助成金の額の確定を通知するものとする。

2 会長は、助成対象者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずる。

(助成金の支払)

第12条 助成金は、前条の規定により交付すべき助成金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、助成金の交付決定の後に助成金額の70パーセントを上限として概算払をすることができる。

2 助成対象者は、前項の規定により助成金の支払を受けようとするときは、恐竜溪谷ふくい勝山ジオパーク啓発活動助成事業助成金精算(概算)払請求書(様式第10号)を会長に提出しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月 日から施行する。

別表(第3条・第5条関係)

対象広告物	ロゴマークを掲出する条件	製作数要件	補助率	限度額
チラシ、リーフレット	表面の面積の20分の1以上	3,000部以上	製作に係る費用の3分の1 (算出した助成金に100円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。)	3万円
パンフレット	表紙の面積の20分の1以上			
ポスター	掲出面の面積の20分の1以上			
社員証、会員証	他のロゴマーク(社章等)と同等以上	1,000枚以上		
ステッカー、シール	表示面積の10分の1以上	5,000枚以上		
業務用封筒	表側の面積の10分の1以上	3,000部以上		
衣類	表面又は背中面の面積の10分の1以上	10着以上		10万円
紙又はビニール製の手提げ袋	最大面積となる面の面積の5分の1以上	10,000部以上		
包装紙	表面の面積の10分の1以上	2,000部以上		
梱包用段ボール	最大面積となる面の面積の10分の1以上	2,000箱以上		
屋外看板	表示面積の10分の1以上	1枚以上	20万円	
建物等の壁面、屋外シャッター、ショーウィンドウ	屋外に面した1面の表示面積の10分の1以上	1面以上		

様式第 1 号(第 6 条関係)

恐竜渓谷ふくい勝山ジオパーク啓発活動助成事業助成金交付申請書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 6 条関係)

恐竜渓谷ふくい勝山ジオパーク啓発活動助成事業収支予算書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 7 条関係)

恐竜渓谷ふくい勝山ジオパーク啓発活動助成事業助成金交付通知書

[別紙参照]

様式第 4 号(第 8 条関係)

恐竜渓谷ふくい勝山ジオパーク啓発活動助成事業助成金変更交付申請書

[別紙参照]

様式第 5 号(第 8 条関係)

恐竜渓谷ふくい勝山ジオパーク啓発活動助成事業収支予算書(変更)

[別紙参照]

様式第 6 号(第 9 条関係)

恐竜渓谷ふくい勝山ジオパーク啓発活動助成事業助成金変更交付決定通知書

[別紙参照]

様式第 7 号(第 10 条関係)

恐竜渓谷ふくい勝山ジオパーク啓発活動助成事業実績報告書

[別紙参照]

様式第 8 号(第 10 条関係)

恐竜渓谷ふくい勝山ジオパーク啓発活動助成事業収支決算書

[別紙参照]

様式第 9 号(第 11 条関係)

恐竜溪谷ふくい勝山ジオパーク啓発活動助成事業助成金額の確定通知書
[別紙参照]

様式第 10 号(第 12 条関係)

恐竜溪谷ふくい勝山ジオパーク啓発活動助成事業助成金精算(概算)払請求書
[別紙参照]